

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年5月15日提出
【発行者名】	キャピタル・インターナショナル株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小泉 徹也
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビル
【事務連絡者氏名】	原田 伸健
【電話番号】	03(6366)1000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	キャピタル世界株式ファンド（限定為替ヘッジ）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額(2025年11月14日から2026年11月19日まで) 3兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出しましたので、2025年11月13日付をもって提出した有価証券届出書（2026年5月7日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正するため、また、「第二部ファンド情報」及び「第三部委託会社等の情報」における訂正事項を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書を以下の内容に訂正します。下線部 _____ は訂正部分を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

(前略)

商品分類

商品分類表

(中略)

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (www.toushin.or.jp/) をご覧ください。

(中略)

属性区分表

(中略)

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (www.toushin.or.jp/) をご覧ください。

(中略)

- ・ファンド・オブ・ファンズとは一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

(以下略)

<訂正後>

(前略)

商品分類

商品分類表

(中略)

一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ (www.imaj.or.jp/) をご覧ください。

(中略)

属性区分表

(中略)

一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ (www.imaj.or.jp/) をご覧ください。

(中略)

- ・ファンド・オブ・ファンズとは一般社団法人資産運用業協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

(以下略)

(3)【ファンドの仕組み】

<訂正前>

(前略)

ファミリーファンド方式

(中略)

- ・委託会社は、マザーファンドに投資を行なう当ファンド以外のベビーファンドの設定・運用を行なう

ことがあります。2025年11月13日現在、その他のベビーファンドは次のとおりです。

（中略）

委託会社の概況（2025年9月30日現在）

（以下略）

<訂正後>

（前略）

ファミリーファンド方式

（中略）

・委託会社は、マザーファンドに投資を行なう当ファンド以外のベビーファンドの設定・運用を行なう
ことがあります。2026年5月15日現在、その他のベビーファンドは次のとおりです。

（中略）

委託会社の概況（2026年3月31日現在）

（以下略）

2【投資方針】

（2）【投資対象】

<訂正前>

（前略）

<参考情報2> 投資対象ファンドの概要等

（中略）

上記は、2025年9月30日現在のものであり、今後、投資顧問会社等の判断その他理由により変更される場合があります。

（中略）

上記は、2025年9月30日現在のものであり、今後、委託会社等の判断その他理由により変更される場合があります。

（以下略）

<訂正後>

（前略）

<参考情報2> 投資対象ファンドの概要等

（中略）

上記は、2026年3月31日現在のものであり、今後、投資顧問会社等の判断その他理由により変更される場合があります。

（中略）

上記は、2026年3月31日現在のものであり、今後、委託会社等の判断その他理由により変更される場合があります。

（以下略）

（3）【運用体制】

<訂正前>

（前略）

内部管理体制

（中略）

（参考情報）

キャピタル・インターナショナル株式会社の運用部門等の人員体制（2025年9月30日現在）

運用開発部（6名）/法務コンプライアンス部（3名）/オペレーション部（11名）

（ ）は、各部において、当ファンドにかかる業務に従事する人数を示します。

（中略）

< 参考情報 >

(中略)

2. 「日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」

運用は、三菱UFJアセットマネジメント株式会社が行ないます。同社の運用体制は、次のとおりです。

投資環境会議において国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づく投資環境の見通しを策定し、運用戦略・管理委員会にて運用戦略を決定します。各運用部は運用戦略に基づいて運用計画を決定し、担当ファンドマネジャーは運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指図を行ない、トレーディング部は事前チェックを行なったうえで最良執行を目指して売買を行ないます。運用部門は投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているか自律的なチェックを行ない、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行ない、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図る他、運用部から独立した管理担当部署による各種モニタリング結果がファンド管理委員会およびリスク管理委員会等を通じてフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行なわれます。

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、管理担当部署が体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を行ない、この結果は商品企画委員会等を通じて経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

内部監査担当部署は運用、管理等業務全般について、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価し、その評価結果を経営陣に報告する内部監査態勢が構築されています。

* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

上記は2025年9月30日現在の運用体制等です。運用体制等は、今後、予告なく変更される場合があります。

< 訂正後 >

(前略)

内部管理体制

(中略)

(参考情報)

キャピタル・インターナショナル株式会社の運用部門等の人員体制（2026年3月31日現在）

運用開発部（6名）/法務コンプライアンス部（3名）/オペレーション部（13名）

（ ）は、各部において、当ファンドにかかる業務に従事する人数を示します。

(中略)

< 参考情報 >

(中略)

2. 「日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」

運用は、三菱UFJアセットマネジメント株式会社が行ないます。同社の運用体制は、次のとおりです。

運用部門内会議において国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づき運用戦略を策定します。各運用部は運用戦略に基づいて運用計画を決定し、担当ファンドマネジャーは運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指図を行ない、トレーディング部は事前チェックを行なったうえで最良執行を目指して売買を行ないます。また、運用部門内でのPDCAによる自律的牽制により運用改善を図る他、運用部から独立した管理担当部署による各種モニタリング結果がファンド管理委員会およびリスク管理委員会等を通じてフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行なわれます。

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、管理担当部署が体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を行ない、この結果は商品企画委員会等を通じて経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

内部監査担当部署は運用、管理等業務全般について、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価し、その評価結果を経営陣に報告する内部監査態勢が構築されています。

* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

上記は2026年3月31日現在の運用体制等です。運用体制等は、今後、予告なく変更される場合があります。

（４）【分配方針】

<訂正前>

収益分配方針

毎年８月20日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行ない、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- a. 分配対象額の範囲は、諸経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。なお、当該分配対象額の範囲には、収益分配等の処理にあたり一般社団法人投資信託協会規則に基づき算出される分配準備積立金および収益調整金（同規則に基づき留保する額を除きます。）に相当する額を含みます。

（以下略）

<訂正後>

収益分配方針

毎年８月20日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行ない、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- a. 分配対象額の範囲は、諸経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。なお、当該分配対象額の範囲には、収益分配等の処理にあたり一般社団法人資産運用業協会規則に基づき算出される分配準備積立金および収益調整金（同規則に基づき留保する額を除きます。）に相当する額を含みます。

（以下略）

（５）【投資制限】

<訂正前>

（前略）

組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の100分の10を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（中略）

<参考情報> マザーファンドの投資制限等

（中略）

組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の100分の10を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（以下略）

<訂正後>

（前略）

組入投資信託証券が、一般社団法人資産運用業協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の100分の10を

超えないものとしします。

一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（中略）

<参考情報> マザーファンドの投資制限等

（中略）

組入投資信託証券が、一般社団法人資産運用業協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の100分の10を超えないものとしします。

一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（以下略）

3【投資リスク】

<訂正前>

（前略）

<リスク管理体制>

（中略）

上記は2025年9月30日現在のリスク管理体制等です。リスク管理体制は、今後、予告なく変更される場合があります。

<訂正前>

（前略）

<リスク管理体制>

（中略）

上記は2026年3月31日現在のリスク管理体制等です。リスク管理体制は、今後、予告なく変更される場合があります。

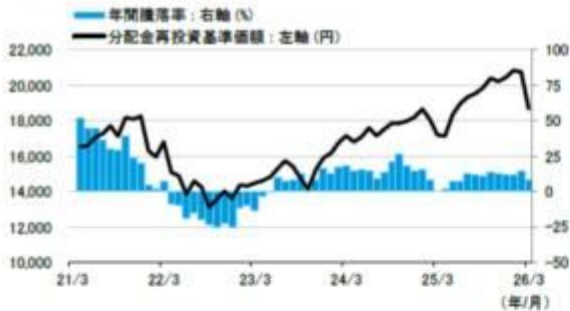
原届出書の第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 3投資リスク リスクの定量的比較につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

リスクの定量的比較

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

キャピタル世界株式ファンド(限定為替ヘッジ)



(注1) 分配金再投資基準価額は、設定日(2019年11月15日)を10,000円とした基準価額で、2021年4月から2026年3月までの各月末における当該基準価額を表示しています。
 (注2) 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。
 (注3) 年間騰落率は、2021年4月から2026年3月までの各月末における1年間の騰落率を表示したもので、分配金再投資基準価額を基に算出しています。

<各資産クラスの指数>

日本株・・・TOPIX(配当込み)

先進国株・・・MSCIコクサイ・インデックス(税引前配当再投資/円ベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引前配当再投資/円ベース)

日本国債・・・NOMURA-BPI国債

先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本/円ベース)

新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)

※ 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

「ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について

「日本株」の資産クラスはTOPIX(配当込み)を表示しております。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利はJPXが有しています。なお、ファンドは、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、JPXは、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

「先進国株」の資産クラスはMSCIコクサイ・インデックス(税引前配当再投資/円ベース)を表示しております。

MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に属しており、また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「新興国株」の資産クラスはMSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引前配当再投資/円ベース)を表示しております。

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に属しており、また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「日本国債」の資産クラスはNOMURA-BPI国債を表示しております。

NOMURA-BPI国債は、野村フィデュシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社(以下「NFRIC」)が公表している指数で、その知的財産権はNFRICに帰属します。なお、NFRICは、対象インデックスを用いて行なわれる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

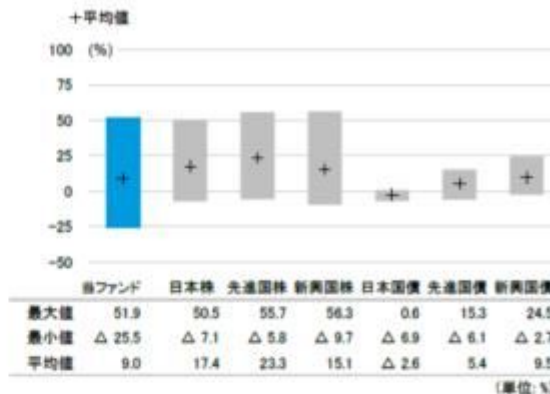
「先進国債」の資産クラスはFTSE世界国債インデックス(除く日本/円ベース)を表示しております。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

「新興国債」の資産クラスはJPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)を表示しております。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、JPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(注1) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
 (注2) ファンドの騰落率および代表的な資産クラスの騰落率は、2021年4月から2026年3月までの5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

(単位: %)

4【手数料等及び税金】

(5)【課税上の取扱い】

<訂正前>

課税上は、株式投資信託として取扱われ、個人受益者、法人受益者毎に以下の取扱いとなります。以下の取扱い内容は、2025年9月30日現在のものであり、今後、税制改正等により変更される場合がありますのでご留意ください。

また、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が以下と異なる場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

< 個人受益者に対する課税 >

課税対象	税率等
収益分配金のうちの 普通分配金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収益分配時に、次の税率による源泉徴収が行なわれ、原則、申告不要制度が適用されます。 [2014年 1 月 1 日から2037年12月31日まで] 20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税 5 %） [2038年 1 月 1 日から] 20%（所得税15%、地方税 5 %） ・ 受益者の選択により、確定申告を行ない、総合課税または申告分離課税を選択することができます。
一部解約および償還等による 譲渡益	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場株式等の譲渡益は、次の税率による申告分離課税の対象となります。 [2014年 1 月 1 日から2037年12月31日まで] 20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税 5 %） [2038年 1 月 1 日から] 20%（所得税15%、地方税 5 %） ・ 特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。特定口座の詳細は、販売会社にお問い合わせください。

（中略）

< 法人受益者に対する課税 >

課税対象	税率等
収益分配金のうちの 普通分配金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収益分配時に、次の税率で源泉徴収されます。 [2014年 1 月 1 日から2037年12月31日まで] 15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%） [2038年 1 月 1 日から] 15%（所得税15%）
一部解約金および償還金のうちの 個別元本超過額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一部解約時および償還時に、次の税率で源泉徴収されます。 [2014年 1 月 1 日から2037年12月31日まで] 15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%） [2038年 1 月 1 日から] 15%（所得税15%）

（以下略）

< 訂正後 >

課税上は、株式投資信託として取扱われ、個人受益者、法人受益者毎に以下の取扱いとなります。以下の取扱内容は、2026年 3 月 31 日現在のものであり、今後、税制改正等により変更される場合がありますのでご注意ください。

また、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が以下と異なる場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

< 個人受益者に対する課税 >

課税対象	税率等
------	-----

<p>収益分配金のうちの 普通分配金</p>	<p>・収益分配時に、次の税率による源泉徴収が行なわれ、原則、申告不要制度が適用されます。 [2014年1月1日から2026年12月31日まで] 20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%） [2027年1月1日から] 20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.165%、防衛特別所得税0.15%、地方税5%）</p> <p>・受益者の選択により、確定申告を行ない、総合課税または申告分離課税を選択することができます。</p>
<p>一部解約および償還等による 譲渡益</p>	<p>・上場株式等の譲渡益は、次の税率による申告分離課税の対象となります。 [2014年1月1日から2026年12月31日まで] 20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%） [2027年1月1日から] 20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.165%、防衛特別所得税0.15%、地方税5%）</p> <p>・特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。特定口座の詳細は、販売会社にお問い合わせください。</p>

(中略)

< 法人受益者に対する課税 >

課税対象	税率等
<p>収益分配金のうちの 普通分配金</p>	<p>・収益分配時に、次の税率で源泉徴収されます。 [2014年1月1日から2026年12月31日まで] 15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%） [2027年1月1日から] 15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.165%、防衛特別所得税0.15%）</p>
<p>一部解約金および償還金のうちの 個別元本超過額</p>	<p>・一部解約時および償還時に、次の税率で源泉徴収されます。 [2014年1月1日から2026年12月31日まで] 15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%） [2027年1月1日から] 15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.165%、防衛特別所得税0.15%）</p>

(以下略)

5【運用状況】

原届出書の第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

< 更新・訂正後 >

(1)【投資状況】

キャピタル世界株式ファンド（限定為替ヘッジ）

2026年3月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	18,052,186,563	99.94
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		9,756,166	0.05
合計(純資産総額)		18,061,942,729	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考) キャピタル世界株式マザーファンド（限定為替ヘッジ）

2026年3月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	598,425	0.00
投資証券	ルクセンブルク	46,585,665,406	99.89
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		50,507,848	0.10
合計（純資産総額）		46,636,771,679	100.00

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考) キャピタル・グループ・グローバル・ニューパースペクティブ・ファンド（LUX）

2026年3月31日現在

資産の種類	国/地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	米国	1,039,673,166,652	52.00
	フランス	155,287,883,437	7.77
	英国	131,532,380,701	6.58
	カナダ	83,348,259,689	4.17
	台湾	82,979,886,710	4.15
	日本	82,062,129,006	4.10
	ドイツ	47,272,815,096	2.36
	オランダ	46,337,583,697	2.32
	スイス	35,583,329,437	1.78
	デンマーク	32,524,716,921	1.63
	韓国	32,073,206,484	1.60
	中国	31,329,470,900	1.57
	イタリア	24,904,329,558	1.25
	香港	23,288,761,999	1.16
	スペイン	21,312,141,199	1.07
	インド	11,822,639,082	0.59
	アイルランド	11,334,316,882	0.57
	シンガポール	7,423,986,638	0.37
	メキシコ	6,480,549,919	0.32
	南アフリカ	6,383,588,982	0.32
	スウェーデン	6,381,393,133	0.32
オーストラリア	4,885,620,038	0.24	
ベルギー	3,198,297,567	0.16	
ブラジル	921,110,908	0.05	
ロシア	0	0.00	
銀行預金、その他資産（負債控除後）		70,852,632,298	3.54
合計		1,999,194,196,931	100.00

(注)投資比率は、キャピタル・グループ・グローバル・ニューパースペクティブ・ファンド（LUX）の純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考) 日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）

日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)の投資対象である日本短期債券マザーファンド

2026年1月22日現在

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	-	-
社債券	日本	8,391,441,000	98.63
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		116,752,632	1.37
合計(純資産総額)		8,508,193,632	100.00

(注)投資比率は、日本短期債券マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注)当該情報は委託会社が入手可能な直近日(2026年1月22日)現在の情報です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

キャピタル世界株式ファンド(限定為替ヘッジ)

a. 上位30銘柄

2026年3月31日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数(口)	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	キャピタル世界株式マザーファンド(限定為替ヘッジ)	9,181,723,495	2.0279	18,619,617,076	1.9661	18,052,186,563	99.94

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b. 種類別投資比率

2026年3月31日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.94
合計	99.94

(参考)キャピタル世界株式マザーファンド(限定為替ヘッジ)

a. 上位30銘柄

2026年3月31日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数(口)	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	ルクセンブルク	投資証券	キャピタル・グループ・グローバル・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)(クラスCh-JPY)	15,268,982.434	3,147.13	48,053,472,687	3,051	46,585,665,406	99.89
2	日本	投資信託受益証券	日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)	571,890	1.0457	598,025	1.0464	598,425	0.00

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b. 種類別投資比率

2026年3月31日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	0.00
投資証券	99.89
合計	99.89

(参考)キャピタル・グループ・グローバル・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)

上位30銘柄

順位	銘柄	国/ 地域	業種	株数	評価単価（現地通貨）（上段） 通貨（下段）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO LTD	台湾	情報技術	9,436,000	1764.6582 台湾ドル	82,979,886,710	4.15
2	META PLATFORMS INC CL A	米国	コミュニケーション・サービス	827,702	536.38 米ドル	70,900,858,962	3.55
3	NVIDIA CORP	米国	情報技術	2,220,086	165.17 米ドル	58,560,649,258	2.93
4	BROADCOM INC	米国	情報技術	1,241,890	293.41 米ドル	58,191,956,301	2.91
5	MICROSOFT CORP	米国	情報技術	910,269	358.96 米ドル	52,182,000,590	2.61
6	TESLA INC	米国	一般消費財・サービス	891,907	355.28 米ドル	50,605,212,018	2.53
7	ASTRAZENECA PLC (GBP)	英国	ヘルスケア	1,179,524	147.0007 英ポンド	36,509,959,744	1.83
8	ELI LILLY AND CO	米国	ヘルスケア	208,394	886.63 米ドル	29,507,509,044	1.48
9	ALPHABET INC CL C	米国	コミュニケーション・サービス	641,101	273.14 米ドル	27,965,119,244	1.40
10	AMAZON.COM INC	米国	一般消費財・サービス	870,656	200.95 米ドル	27,940,844,215	1.40
11	ALPHABET INC CL A	米国	コミュニケーション・サービス	598,674	273.5 米ドル	26,148,853,038	1.31
12	TOTALENERGIES SE	フランス	エネルギー	1,644,451	80.2851 ユーロ	24,161,633,912	1.21
13	ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	米国	一般消費財・サービス	568,800	261.37 米ドル	23,742,160,783	1.19
14	SHOPIFY INC CL A	カナダ	情報技術	1,215,265	111.77 米ドル	21,692,077,997	1.09
15	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL INC	米国	生活必需品	818,726	164.83 米ドル	21,551,611,871	1.08
16	UNICREDIT SPA	イタリア	金融	1,876,271	59.2565 ユーロ	20,347,082,625	1.02
17	ASML HOLDING NV	オランダ	情報技術	100,662	1094.9664 ユーロ	20,171,441,101	1.01
18	VERTEX PHARMACEUTICALS INC	米国	ヘルスケア	284,627	443.16 米ドル	20,143,807,621	1.01
19	NORTHROP GRUMMAN CORP	米国	資本財・サービス	176,758	671.59 米ドル	18,957,812,164	0.95
20	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	韓国	情報技術	954,409	174982.8627 韓国ウォン	17,595,733,778	0.88

21	DSV A/S	デンマーク	資本財・サービス	472,981	1517.5352 デンマーク・ク ローネ	17,579,094,151	0.88
22	VISA INC CL A	米国	金融	353,576	299.54米ドル	16,913,851,760	0.85
23	COSTCO WHOLESALE CORP	米国	生活必需品	105,267	996.58 米ドル	16,753,645,802	0.84
24	AIRBUS SE	フランス	資本財・サービス	546,964	158.4661 ユーロ	15,862,280,911	0.79
25	BAE SYSTEMS PLC	英国	資本財・サービス	3,518,725	21.3394 英ポンド	15,810,739,066	0.79
26	AIA GROUP LTD	香港	金融	8,956,800	84.9638 香港ドル	15,507,496,056	0.78
27	NESTLE SA	スイス	生活必需品	982,385	78.0186 スイス・フラン	15,304,907,353	0.77
28	BANK OF AMERICA CORP	米国	金融	2,024,156	47.23 米ドル	15,267,461,794	0.76
29	GENERAL ELECTRIC CO AKA GE AEROSPACE	米国	資本財・サービス	328,342	273.25 米ドル	14,328,196,405	0.72
30	INTUITIVE SURGICAL INC	米国	ヘルスケア	195,757	452.775 米ドル	14,154,829,946	0.71

(注) 投資比率は、キャピタル・グループ・グローバル・ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)の純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

(参考) 日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)

日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)の投資対象である日本短期債券マザーファンドの投資有価証券の明細
2026年1月22日現在

国名	銘柄名	利率 (%)	償還日	種類	額面 (千円)	評価額		投資 比率 (%)
						単 価 (円)	金額 (円)	
日本	第35回フランス相互信用連合銀行(BFCM)円貨社債 (2021)	0.272	2026/10/2	社債	200,000	99.1759	175,000	1.17
日本	第44回フランス相互信用連合銀行(BFCM)円貨社債 (2024)	0.933	2027/10/1	社債	200,000	98.8097	606,000	2.32
日本	第47回フランス相互信用連合銀行(BFCM)円貨社債 (2025)	1.542	2028/10/1	社債	200,000	99.2809	286,000	1.17
日本	第1回新韓銀行(2025)(トランジションボン ド)	1.322	2027/11/1	社債	200,000	99.5399	539,000	1.17
日本	第24回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー期限前償還 条項付非上位円貨社債	1.613	2028/12/19	社債	200,000	99.3359	335,000	1.17
日本	第27回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー期限前償還 条項付非上位円貨社債(2025)	1.558	2029/7/4	社債	200,000	98.7057	410,000	2.32
日本	第29回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー期限前償還 条項付非上位円貨社債(2025)	1.890	2029/12/1	社債	200,000	99.3159	315,000	1.17
日本	第32回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー 円貨社債 (2023)	0.713	2026/7/13	社債	200,000	99.7299	454,000	2.34
日本	第15回クレディ・アグリコル・エス・エー期限前償還条 項付非上位円貨社債(2024)	1.114	2028/1/26	社債	200,000	99.4998	986,000	2.34

日本	第18回クレディ・アグリコル・エス・エー期限前償還条 項付非上位円貨社債(2025)	1.562	2029/1/17	200,000	99.2389	238,000	1.17
日本	第21回クレディ・アグリコル・エス・エー期限前償還条 項付非上位円貨社債(2025)	1.552	2029/6/5	200,000	98.9096	727,000	3.49
日本	第10回エイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエ ルシー期限前償還条項付円貨社債(2025)	1.639	2029/9/11	200,000	99.1159	115,000	1.16
日本	第12回ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー期 限前償還条項付円貨社債(2023)	1.377	2027/12/1	200,000	99.689	360,000	2.34
日本	第10回フランス電力円貨社債 (2024)	1.172	2027/10/25	200,000	98.7857	570,000	2.32
日本	第12回フランス電力円貨社債 (2025)	1.550	2028/7/10	200,000	98.7798	777,000	1.16
日本	第27回ルノー円貨社債 (2025)	2.170	2028/11/1	200,000	99.3299	321,000	1.17
日本	第26回LINEヤフー(社債間限定同順位特約 付)	1.473	2028/7/14	200,000	98.8898	887,000	1.16
日本	第13回資生堂(社債間限定同順位特約付)(サステナビ リティ・リンク・ボンド)	0.450	2027/12/8	200,000	97.993	730,000	3.45
日本	第9回新日鐵住金(社債間限定同順位特約 付)	0.385	2028/6/20	200,000	96.9146	914,000	1.14
日本	第67回神戸製鋼所(社債間限定同順位特約付)	0.200	2026/6/10	200,000	99.6479	9647000	1.17
日本	第24回パナソニックホールディングス(社債間限定同順 位特約付)	0.709	2028/9/14	200,000	97.3929	2191000	3.43
日本	第31回パナソニックホールディングス(社債間限定同順位 特約付)	1.096	2027/7/16	200,000	99.4889	9488000	1.17
日本	第33回パナソニックホールディングス(社債間限定同順位 特約付)	1.283	2027/12/2	200,000	99.6319	9631000	1.17
日本	第65回クレディセゾン(社債間限定同順位特約付)	0.380	2027/7/30	200,000	98.4199	5257000	3.47
日本	第85回クレディセゾン(社債間限定同順位特約 付)	0.240	2027/3/15	200,000	98.7889	8788000	1.16
日本	第87回クレディセゾン(社債間限定同順位特約 付)	0.290	2028/4/14	200,000	97.1644	328,000	2.28
日本	第33回東京センチュリー(社債間限定同順位特約 付)	0.280	2028/4/27	200,000	97.191	330,000	3.42
日本	第81回ホンダファイナンス(社債間限定同順位特約 付)	0.389	2028/6/20	200,000	97.1257	125,000	1.14
日本	第93回ホンダファイナンス(社債間限定同順位特約 付)	1.304	2028/9/20	200,000	99.1099	109,000	1.16
日本	第41回SBIホールディングス(社債間限定同順位特約 付)	1.450	2028/1/21	200,000	99.1229	122,000	1.17
日本	第44回SBIホールディングス(社債間限定同順位特約 付)	1.570	2028/9/15	200,000	98.9228	922,000	1.16
日本	第42回リコーリース(社債間限定同順位特約 付)	0.390	2027/6/1	200,000	98.598	590,000	1.16
日本	第17回イオンフィナンシャルサービス(社債間限定同順 位特約付)	0.340	2026/7/31	200,000	99.5398	605,000	3.51
日本	第24回イオンフィナンシャルサービス(社債間限定同順 位特約付)	1.470	2028/2/25	200,000	99.4799	473,000	1.17
日本	第26回イオンフィナンシャルサービス(社債間限定同順 位特約付)	1.563	2028/10/6	200,000	99.2699	265,000	1.17
日本	第83回アコム(特定社債間限定同順位特約 付)	0.530	2028/7/6	200,000	97.2597	259,000	1.14
日本	第84回アコム(特定社債間限定同順位特約 付)	0.550	2026/12/18	200,000	99.3599	357,000	1.17
日本	第89回アコム(特定社債間限定同順位特約 付)	1.532	2028/11/27	200,000	99.2599	253,000	1.17
日本	第2回三菱HCキャピタル(社債間限定同順位特約 付)	0.190	2027/3/1	200,000	98.8108	816,000	1.16
日本	第52回三菱UFJリース(社債間限定同順位特約 付)	0.375	2027/7/13	200,000	98.4395	377,000	3.47
日本	第59回三菱UFJリース(社債間限定同順位特約 付)	0.385	2028/5/26	200,000	97.1947	194,000	1.14
日本	第31回大和証券グループ本社(社債間限定同順位特約 付)	0.410	2027/8/27	200,000	98.1984	594,000	3.46

日本	第40回大和証券グループ本社(社債間限定同順位特約付)	0.575	2026/11/27	200,000	99.499	410,000	1.17
日本	第44回大和証券グループ本社(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)	0.470	2027/2/26	200,000	99.0499	404,700	1.16
日本	第3回野村ホールディングス(担保提供制限等財務上特約無)	0.280	2026/9/4	200,000	99.3699	369,000	1.17
日本	第1回SBI証券(劣後特約付)	2.081	2028/3/24	200,000	99.3299	321,000	1.17
日本	第7回三菱地所利払繰延条項・期限前償還条項付(劣後特約付)	0.000	2086/2/3	200,000	1000	000,000	1.18
日本	第35回イオンモール(社債間限定同順位特約付)	0.760	2028/4/28	200,000	97.6893	195,500	3.44
日本	第37回イオンモール(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)	1.102	2028/12/14	200,000	97.5397	193,500	1.15
日本	第30回商船三井(社債間限定同順位特約付)	1.454	2028/9/4	200,000	99.1698	198,326,000	2.33
日本	第20回ソフトバンク(社債間限定同順位特約付)	0.320	2026/7/10	200,000	99.5999	186,000	2.34
日本	第25回ソフトバンク(社債間限定同順位特約付)	0.828	2027/5/27	200,000	99.0498	188,000	2.33
日本	第28回ソフトバンク(社債間限定同順位特約付)	1.186	2027/5/28	200,000	99.5899	196,000	2.34
日本	第52回光通信	1.654	2028/10/23	200,000	99.1099	191,020,000	1.16
日本	A 第8回JER	0.420	2027/5/25	200,000	98.7098	197,000	1.16
日本	A 第30回JER	1.125	2028/4/25	200,000	98.7698	198,761,000	1.16

(注) 投資比率は、日本短期債券マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

(注) 当該情報は委託会社が入手可能な直近日(2026年1月22日)現在の情報です。

【投資不動産物件】

キャピタル世界株式ファンド(限定為替ヘッジ)

該当事項はありません。

(参考) キャピタル世界株式マザーファンド(限定為替ヘッジ)

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

キャピタル世界株式ファンド(限定為替ヘッジ)

該当事項はありません。

(参考) キャピタル世界株式マザーファンド(限定為替ヘッジ)

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

キャピタル世界株式ファンド(限定為替ヘッジ)

期	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2019年 8月20日)	505,069,541	505,069,541	1.0824	1.0824
第2期 (2020年 8月20日)	3,483,558,674	3,483,558,674	1.3135	1.3135

第3期	(2021年 8月20日)	8,728,581,664	8,728,581,664	1.7087	1.7087
第4期	(2022年 8月22日)	12,047,843,652	12,047,843,652	1.4949	1.4949
第5期	(2023年 8月21日)	16,186,670,562	16,186,670,562	1.4936	1.4936
第6期	(2024年 8月20日)	18,758,160,852	18,758,160,852	1.7565	1.7565
第7期	(2025年 8月20日)	19,685,028,449	19,685,028,449	1.9438	1.9438
	2025年 3月末日	18,175,125,903		1.7199	
	4月末日	17,917,125,372		1.7127	
	5月末日	19,121,776,787		1.8349	
	6月末日	19,666,893,350		1.8965	
	7月末日	19,697,771,928		1.9339	
	8月末日	19,806,740,429		1.9535	
	9月末日	19,989,366,668		1.9863	
	10月末日	20,172,876,451		2.0394	
	11月末日	20,034,451,393		2.0216	
	12月末日	20,078,215,555		2.0443	
	2026年 1月末日	20,253,225,954		2.0835	
	2月末日	20,205,232,240		2.0754	
	3月末日	18,061,942,729		1.8671	

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

キャピタル世界株式ファンド（限定為替ヘッジ）

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2018年11月15日～2019年 8月20日	0
第2期	2019年 8月21日～2020年 8月20日	0
第3期	2020年 8月21日～2021年 8月20日	0
第4期	2021年 8月21日～2022年 8月22日	0
第5期	2022年 8月23日～2023年 8月21日	0
第6期	2023年 8月22日～2024年 8月20日	0
第7期	2024年 8月21日～2025年 8月20日	0

【収益率の推移】

キャピタル世界株式ファンド（限定為替ヘッジ）

期	計算期間	収益率（％）
第1期	2018年11月15日～2019年 8月20日	8.2
第2期	2019年 8月21日～2020年 8月20日	21.4
第3期	2020年 8月21日～2021年 8月20日	30.1
第4期	2021年 8月21日～2022年 8月22日	12.5
第5期	2022年 8月23日～2023年 8月21日	0.1
第6期	2023年 8月22日～2024年 8月20日	17.6
第7期	2024年 8月21日～2025年 8月20日	10.7
第8中間計算期間末	2025年 8月21日～2026年 2月20日	5.5

(注)第1期の収益率は、計算期末の基準価額(分配付の額)から設定日の基準価額を控除した額を設定日の基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(注)収益率は、計算期末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額(分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

(4)【設定及び解約の実績】

キャピタル世界株式ファンド(限定為替ヘッジ)

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済口数は次のとおりです。

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済口数(口)
第1期	2018年11月15日～2019年8月20日	517,209,569	50,593,308	466,616,261
第2期	2019年8月21日～2020年8月20日	2,563,660,709	378,109,730	2,652,167,240
第3期	2020年8月21日～2021年8月20日	3,199,717,013	743,427,297	5,108,456,956
第4期	2021年8月21日～2022年8月22日	3,790,505,578	839,676,888	8,059,285,646
第5期	2022年8月23日～2023年8月21日	3,843,799,264	1,065,737,883	10,837,347,027
第6期	2023年8月22日～2024年8月20日	2,506,903,120	2,664,840,799	10,679,409,348
第7期	2024年8月21日～2025年8月20日	1,304,252,146	1,856,547,093	10,127,114,401
第8中間計算期間末	2025年8月21日～2026年2月20日	498,565,632	874,595,690	9,751,084,343

(注)第1期の設定口数には当初申込期間中の設定口数を含みます。

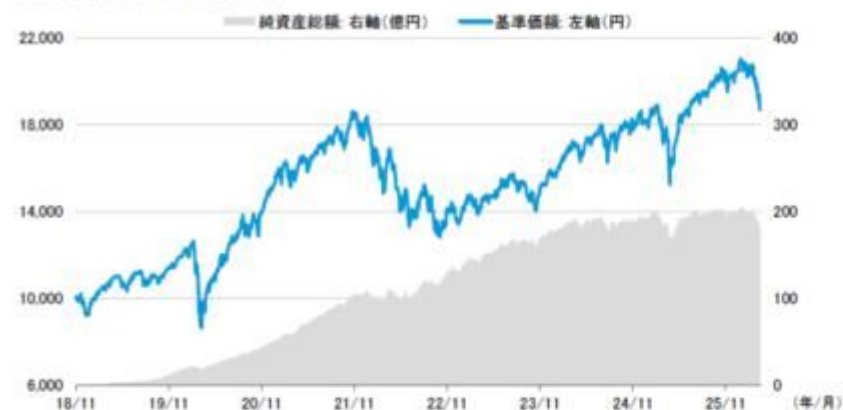
(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

参考情報

2026年3月31日現在

基準価額・純資産の推移(設定～2026年3月31日)

キャピタル世界株式ファンド(限定為替ヘッジ)



分配金の推移

第7期	2025年8月	0円
第6期	2024年8月	0円
第5期	2023年8月	0円
第4期	2022年8月	0円
第3期	2021年8月	0円
	設定未累計	0円
分配金は1万口当たり、税引前		

主要な資産の状況(2026年3月31日現在)

キャピタル世界株式ファンド(限定為替ヘッジ)

<キャピタル世界株式マザーファンド(限定為替ヘッジ)の主要な資産の状況等>

順位	銘柄名	投資比率(%)
1	キャピタル・グループ・グローバル・ニューバースペクティブ・ファンド(LUX)(クラスCh-JPY)	99.89
2	日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)	0.00

<各ファンドが実質的に投資するキャピタル・グループ・グローバル・ニューバースベクティブ・ファンド(LUX)の主要な資産の状況等> (2026年3月31日現在)

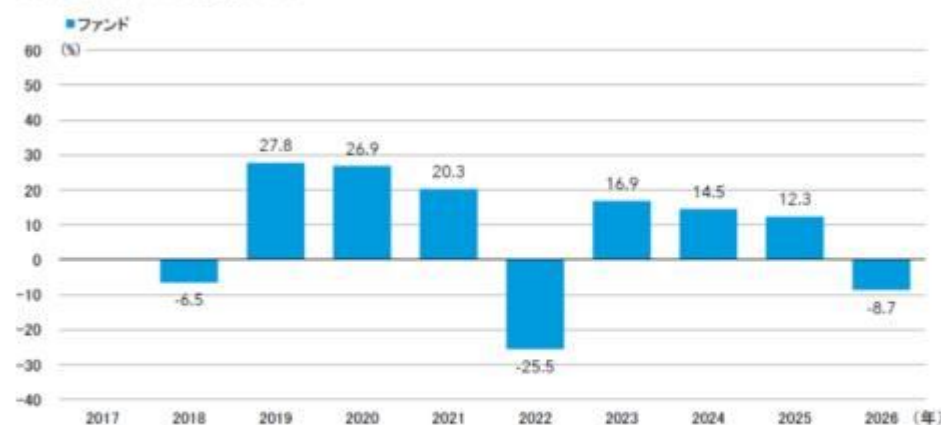
上位10銘柄					上位5業種		
順位	銘柄名	国名/地域名	業種名	投資比率(%)	順位	業種名	投資比率(%)
1	台湾セミコンダクター・マニュファクチャリング	台湾	情報技術	4.15	1	情報技術	22.88
2	メタ・プラットフォームズ	米国	コミュニケーション・サービス	3.55	2	資本財・サービス	15.35
3	エヌビディア	米国	情報技術	2.93	3	一般消費財・サービス	12.08
4	ブロードコム	米国	情報技術	2.91	4	ヘルスケア	11.88
5	アルファベット	米国	コミュニケーション・サービス	2.71	5	金融	11.47
6	マイクロソフト	米国	情報技術	2.61	資産構成比率		
7	テスラ	米国	一般消費財・サービス	2.53	資産の種類		
8	アストラゼネカ	英国	ヘルスケア	2.07	株式	96.46	
9	ASMLホールディング	オランダ	情報技術	1.64	債券	-	
10	イーライリリー	米国	ヘルスケア	1.48	現金・その他	3.54	

※ 同一企業が発行し、複数市場において取引されている株式および株式に類する有価証券(預託証券等)の組み入れがある場合には、それらを合算して算出した投資比率を表示しております。

国別構成比率		通貨別構成比率	
国名	投資比率(%)	通貨名	投資比率(%)
米国	52.00	米ドル	57.19
フランス	7.77	ユーロ	14.12
英国	6.58	英ポンド	6.25
カナダ	4.17	台湾ドル	4.15
台湾	4.15	日本円	4.10
その他国	21.78	その他通貨	10.64
現金・その他	3.54	現金・その他	3.54

年間収益率の推移

キャピタル世界株式ファンド(固定為替ヘッジ)



ファンドにはベンチマークはありません。

ファンドの年間収益率は、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

2018年は設定日(2018年11月15日)から年末までの収益率を表示。2026年は年初から3月末までの収益率を表示。

*ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

*ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<訂正前>

基準価額の計算

信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入公社債を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額(1万口当たり)は、毎営業日に算出されます。

(以下略)

<訂正後>

基準価額の計算

信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入公社債を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額（1万口当たり）は、毎営業日に算出されます。

（以下略）

第3【ファンドの経理状況】

原届出書の第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表につきましては、以下の内容が追加されます。

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第284条、第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期中間計算期間（2025年8月21日から2026年2月20日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による中間監査を受けております。

【中間財務諸表】

【キャピタル世界株式ファンド（限定為替ヘッジ）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 2025年8月20日現在	第8期中間計算期間 2026年2月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	194,256,640	308,360,038
親投資信託受益証券	19,658,223,542	19,876,009,111
未収利息	1,862	5,068
流動資産合計	19,852,482,044	20,184,374,217
資産合計	19,852,482,044	20,184,374,217
負債の部		
流動負債		
未払解約金	7,979,231	19,279,564
未払受託者報酬	4,126,513	4,442,634
未払委託者報酬	154,744,171	166,598,654
その他未払費用	603,680	604,288
流動負債合計	167,453,595	190,925,140
負債合計	167,453,595	190,925,140
純資産の部		
元本等		
元本	10,127,114,401	9,751,084,343
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	9,557,914,048	10,242,364,734
元本等合計	19,685,028,449	19,993,449,077
純資産合計	19,685,028,449	19,993,449,077
負債純資産合計	19,852,482,044	20,184,374,217

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7期中間計算期間 自 2024年8月21日 至 2025年2月20日	第8期中間計算期間 自 2025年8月21日 至 2026年2月20日
営業収益		
受取利息	101,687	285,772
有価証券売買等損益	1,509,016,696	1,247,785,569
営業収益合計	1,509,118,383	1,248,071,341
営業費用		
受託者報酬	4,232,811	4,442,634
委託者報酬	158,730,196	166,598,654
その他費用	607,232	604,288

	第7期中間計算期間 自 2024年8月21日 至 2025年2月20日	第8期中間計算期間 自 2025年8月21日 至 2026年2月20日
営業費用合計	163,570,239	171,645,576
営業利益又は営業損失（ ）	1,345,548,144	1,076,425,765
経常利益又は経常損失（ ）	1,345,548,144	1,076,425,765
中間純利益又は中間純損失（ ）	1,345,548,144	1,076,425,765
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	37,158,727	71,931,451
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	8,078,751,504	9,557,914,048
剰余金増加額又は欠損金減少額	637,306,048	506,320,284
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	637,306,048	506,320,284
剰余金減少額又は欠損金増加額	669,904,925	826,363,912
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	669,904,925	826,363,912
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	9,354,542,044	10,242,364,734

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

(中間貸借対照表に関する注記)

第7期 2025年8月20日現在	第8期中間計算期間 2026年2月20日現在
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 10,127,114,401口	1. 当該中間計算期間の末日における受益権の総数 9,751,084,343口
2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.9438円 (1万口当たり純資産額) (19,438円)	2. 当該中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.0504円 (1万口当たり純資産額) (20,504円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第7期 2025年8月20日現在	第8期中間計算期間 2026年2月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありませ
2. 時価の算定方法	(1)親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)親投資信託受益証券 同左 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

当ファンドの中間計算期間における元本額の変動

項目	第7期	第8期中間計算期間
	自 2024年8月21日 至 2025年8月20日	自 2025年8月21日 至 2026年2月20日
期首元本額	10,679,409,348円	10,127,114,401円
期中追加設定元本額	1,304,252,146円	498,565,632円
期中一部解約元本額	1,856,547,093円	874,595,690円

(参考)

キャピタル世界株式マザーファンド（限定為替ヘッジ）

当ファンドは、「キャピタル世界株式マザーファンド（限定為替ヘッジ）」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

開示対象ファンドの中間計算期間末日（以下「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

2026年2月20日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	50,465,134
投資信託受益証券	598,482
投資証券	51,146,593,694
未収入金	50,000,000
未収利息	829
流動資産合計	51,247,658,139
資産合計	51,247,658,139
負債の部	
流動負債	
未払解約金	30,000,000
流動負債合計	30,000,000
負債合計	30,000,000
純資産の部	
元本等	
元本	23,762,353,500
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	27,455,304,639
元本等合計	51,217,658,139
純資産合計	51,217,658,139
負債純資産合計	51,247,658,139

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

項目	2026年2月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	23,762,353,500口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 2.1554円 (1万口当たり純資産額) (21,554円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	2026年2月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	(1) 投資信託受益証券

項目	2026年2月20日現在
	「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引に関する注記)
該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)
該当事項はありません。

(その他の注記)
開示対象ファンドの中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2026年2月20日現在
同計算期間の期首元本額	25,777,723,619円
同計算期間の追加設定元本額	570,883,119円
同計算期間の一部解約元本額	2,586,253,238円
計算日の元本額	23,762,353,500円
元本額の内訳	
キャピタル世界株式ファンドNF（限定為替ヘッジ）	14,540,793,375円
キャピタル世界株式ファンド（限定為替ヘッジ）	9,221,494,438円
キャピタル世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）	65,687円

監査意見の対象外となる実質投資対象ファンドの全銘柄に関する情報は、キャピタル・インターナショナル株式会社のホームページに掲載しています。当該情報は、次の閲覧方法でご覧いただけます。

< 閲覧方法 >
キャピタル・インターナショナル株式会社のホームページ（capitalgroup.co.jp）にアクセス
「ファンド一覧」等からファンドの名称を選択
「（参考）実質投資先ファンドの全銘柄に関する情報」を選択

2【ファンドの現況】

原届出書の第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況 2ファンドの現況につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

< 更新・訂正後 >

【純資産額計算書】

キャピタル世界株式ファンド（限定為替ヘッジ）

2026年3月31日現在

資産総額	18,109,659,960円
負債総額	47,717,231円
純資産総額（ - ）	18,061,942,729円
発行済口数	9,673,611,943口
1口当たり純資産額（ / ）	1.8671円

(参考) キャピタル世界株式マザーファンド（限定為替ヘッジ）

2026年3月31日現在

資産総額	46,656,771,679円
負債総額	20,000,000円
純資産総額（ - ）	46,636,771,679円

発行済口数	23,720,392,834口
1口当たり純資産額(/)	1.9661円

(参考) 日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)

2026年1月22日現在

資産総額	115,834,083円
負債総額	85,105円
純資産総額(-)	115,748,978円
発行済口数	110,697,352口
1口当たり純資産額(/)	1.0456円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

< 訂正前 >

- (1) 資本金の額（2025年9月30日現在）
 (2) 会社の機構（2025年9月30日現在）
- （中略）
 （以下略）

< 訂正後 >

- (1) 資本金の額（2026年3月31日現在）
 (2) 会社の機構（2026年3月31日現在）
- （中略）
 （以下略）

2【事業の内容及び営業の概況】

< 訂正前 >

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業および第二種金融商品取引業の登録を受けています。

委託会社の運用する証券投資信託は2025年9月30日現在、次のとおりです（ただし、親投資信託は除きます。）。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	56	2,966,589
合計	56	2,966,589

< 訂正後 >

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業および第二種金融商品取引業の登録を受けています。

委託会社の運用する証券投資信託は2026年3月31日現在、次のとおりです（ただし、親投資信託は除きます。）。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	56	3,186,957
合計	56	3,186,957

3【委託会社等の経理状況】

原届出書の第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況につきましては、以下の訂正とともに、中間財務諸表の内容が追加されます。

< 訂正前 >

1．財務諸表の作成方法について

委託会社であるキャピタル・インターナショナル株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づき作成しております。

財務諸表に記載している金額は、百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自2024年7月1日 至2025年6月30日）の財務諸表については有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

< 訂正後 >

1．財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社であるキャピタル・インターナショナル株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、財務諸表等規則第282条及び第306条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づき作成しております。

財務諸表及び中間財務諸表に記載している金額は、百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第41期事業年度（自2024年7月1日 至2025年6月30日）の財務諸表については有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第42期中間会計期間（自2025年7月1日 至2025年12月31日）の中間財務諸表については有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

< 中間財務諸表 >

（3）【株主資本等変動計算書】

（1）中間貸借対照表

当中間会計期間

（2025年12月31日現在）

科目	注記 番号	内訳 (百万円)	金額 (百万円)
(資産の部)			
・流動資産			
1.現金・預金			4,209
2.前払費用			113
3.未収入金			2,478
4.未収委託者報酬			11,184
5.未収運用受託報酬			481
6.立替金			28
流動資産計			18,496
・固定資産			

1.有形固定資産			2,156
建物	*1	1,496	
器具備品	*1	660	
2.投資その他の資産			825
(1)投資有価証券		0	
(2)長期差入保証金		402	
(3)繰延税金資産		422	
固定資産計			2,982
資産合計			21,478
(負債の部)			
.流動負債			
1.預り金			40
2.未払金			9,703
(1)未払手数料		6,941	
(2)その他未払金		2,762	
3.未払費用			244
4.未払法人税等			294
5.未払消費税等	*2		576
6.賞与引当金			565
7.役員賞与引当金			121
流動負債計			11,546
.固定負債			
1.退職給付引当金			2,025
2.役員退職慰労引当金			33
3.資産除去債務			381
固定負債計			2,441
負債合計			13,987
(純資産の部)			
.株主資本			
1.資本金			450
2.資本剰余金			582
資本準備金		582	
3.利益剰余金			6,458
その他利益剰余金		6,458	
繰越利益剰余金		6,458	
株主資本計			7,491
純資産合計			7,491
負債・純資産合計			21,478

(2) 中間損益計算書

当中間会計期間

(自 2025年 7月 1日 至 2025年 12月31日)

科 目	注記 番号	内訳 (百万円)	金額 (百万円)
.営業収益			
1.委託者報酬			16,436
2.運用受託報酬			759
3.その他営業収益	*2		11,569
営業収益計			28,765
.営業費用			

1.支払手数料	*2		24,171
2.広告宣伝費			162
3.調査費			418
4.営業雑経費			46
(1)通信費		7	
(2)印刷費		28	
(3)協会費		10	
営業費用計			24,798
.一般管理費			
1.給料			1,534
(1)役員報酬		22	
(2)給料・手当		853	
(3)賞与		222	
(4)賞与引当金繰入額		375	
(5)役員賞与引当金繰入額		60	
2.交際費			24
3.寄付金			23
4.旅費交通費			88
5.租税公課			52
6.不動産賃借料			246
7.退職給付費用			181
8.役員退職慰労引当金繰入額			3
9.固定資産減価償却費	*1		108
10.器具備品賃借料			4
11.消耗品費			6
12.事務委託費			68
13.採用費			11
14.福利厚生費			170
15.共通発生経費負担額	*3		438
16.諸経費			6
一般管理費計			2,968
営業利益			998
.営業外収益			
1.受取利息及び配当金			17
2.有価証券売却益			0
営業外収益計			17
.営業外費用			
1.為替差損			94
営業外費用計			94
経常利益			921
VI.特別利益			
1.固定資産売却益			0
特別利益計			0
VII.特別損失			
1.固定資産除却損			16
特別損失計			16
税引前中間純利益			905
法人税、住民税及び事業税			263
法人税等調整額			41
中間純利益			601

(3) 中間株主資本等変動計算書
当中間会計期間（自2025年7月1日 至2025年12月31日）

(単位：百万円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	450	582	582	5,857	5,857	6,889	6,889
当中間期変動額							
中間純利益				601	601	601	601
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純 額）							
当中間期変動額合計	-	-	-	601	601	601	601
当中間期末残高	450	582	582	6,458	6,458	7,491	7,491

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物15年、器具備品3～15年であります。

3. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当中間会計期間末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1)賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(2)役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、役員賞与支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務額の見込額を計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る当中間会計期間末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき、当中間会計期間末における要支給額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識しています。当該報酬は時の経過と共に履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。当該報酬は毎月、年6回、年2回もしくは年1回受け取ります。

(2)運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、契約期間の純資産総額に対する一定割合として認識しています。当該報酬は時の経過と共に履行義務が充足されるという前提に基づき、投資顧問契約期間にわたり収益として認識しております。当該報酬は年2回もしくは年1回受け取ります。

なお、運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があります。成功報酬は、対象となる投資顧問契約の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益が発生した場合、超過運用益に対する一定割合として認識しています。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識し、年1回受け取ります。

(3)その他営業収益

その他営業収益は、当社がキャピタル・グループ各社に対して提供している各種投資運用サービス（市場調査業務、投資運用関連業務、マーケティング業務、顧客リレーションサポート業務など）に対する対価であり、営業費用及び一般管理費の合計額から一定の支払手数料を差引いた金額を基準に一定の利益率を加味して算定し、認識しております。当該収益は時の経過と共に履行義務が充足されるという前提に基づき、月次で収益として認識し、毎月受け取ります。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間 (2025年12月31日現在)	
*1. 有形固定資産の減価償却累計額	534百万円
*2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自2025年7月1日 至2025年12月31日)	
*1. 減価償却実施額	
有形固定資産	108百万円
*2. 当社はキャピタル・グループの日本拠点として、キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニーとの役務提供契約に基づき、当社の最終の親会社であるキャピタル・グループ・カンパニーズ・インクの各グループ会社（以下「各グループ会社」という。）との間で各種投資運用サービスを相互に提供しております。	
当社が各グループ会社に提供をしている各種投資運用サービスは、重要な会計方針の5(3)に記載の通りです。	
当社が各グループ会社から提供を受けている各種投資運用サービスは、市場調査業務、投資運用関連業務、ITサービスなどであり、当該サービスに係る対価は、当社の委託者報酬及び運用受託報酬を基準に算定し、支払手数料に含めて計上しております。	
*3. 共通発生経費負担額は、各グループ会社の利益規模に応じて負担しております。	

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自2025年7月1日 至2025年12月31日)				
発行済株式の種類及び総数				
株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当中間会計期間末(株)
普通株式	56,400	-	-	56,400

[リース取引関係]

当中間会計期間 (自2025年7月1日 至2025年12月31日)	
--------------------------------------	--

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引

当中間会計期間末現在、該当するリース取引はありません。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

未経過リース料

1年以内	468	百万円
1年超	-	百万円
合計	468	百万円

[金融商品関係]

当中間会計期間
(2025年12月31日現在)

1. 金融商品の時価等に関する事項

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
長期差入保証金	402	304	98

(注1)短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する金融商品は注記を省略しております。

(注2)金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場における相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2)時価をもって中間貸借対照表価額としない金融商品

区分	時価(百万円)		
	レベル1	レベル2	レベル3
長期差入保証金	-	304	-

(注1)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

主に本社事務所の賃借時に差入れている保証金であり、時価については、国債の利回り等適切な指標で割り算定する方法によっております。

[有価証券関係]

当中間会計期間 (2025年12月31日現在)			
(その他有価証券) 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
種類	中間貸借対照表計上 額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
その他有価証券 (証券投資信託)	0	0	-

[デリバティブ取引関係]

当中間会計期間 (自2025年7月1日 至2025年12月31日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

[資産除去債務関係]

当中間会計期間 (2025年12月31日現在)	
資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの	
当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減	
当事業年度期首残高	380百万円
時の経過による調整額	1百万円
当中間会計期間末残高	381百万円

[収益認識関係]

当中間会計期間 (自2025年7月1日 至2025年12月31日)

1. 収益の分解情報

当中間会計期間の収益の構成は次の通りです。

委託者報酬	16,436百万円
運用受託報酬	759百万円
その他営業収益	11,569百万円
合計	28,765百万円

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 5. 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュフローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

[セグメント情報等]

当中間会計期間

(自2025年7月1日 至2025年12月31日)

(セグメント情報)

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. サービスごとの情報

投資運用業の区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

日本	米国	合計
17,196百万円	11,569百万円	28,765百万円

(注) 営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、中間貸借対照表の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益
キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー	11,569百万円

[1株当たり情報]

当中間会計期間

(自2025年7月1日 至2025年12月31日)

1株当たり純資産額	132,821.92円
-----------	-------------

1株当たり中間純利益金額	10,660.70円
--------------	------------

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純利益	601百万円
-------	--------

普通株主に帰属しない金額	-百万円
--------------	------

普通株式に係る中間純利益	601百万円
--------------	--------

期中平均株式数	56,400株
---------	---------

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

(1) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額：324,279百万円（2025年3月31日現在）
（中略）

(2) 販売会社

名称：野村證券株式会社

資本金の額：10,000百万円（2025年8月31日現在）
（中略）

名称：株式会社SBI証券

資本金の額：54,323百万円（2025年6月30日現在）
（中略）

名称：楽天証券株式会社

資本金の額：19,495百万円（2025年6月30日現在）
（中略）

名称：PWM日本証券株式会社

資本金の額：3,000百万円（2024年12月31日現在）
（中略）

名称：みずほ証券株式会社

資本金の額：125,167百万円（2025年6月30日現在）
（中略）

名称：株式会社横浜銀行

資本金の額：215,628百万円（2025年3月31日現在）
（中略）

名称：UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社

資本金の額：5,165百万円（2024年12月31日現在）
（中略）

名称：株式会社みずほ銀行

資本金の額：1,404,065百万円（2025年6月30日現在）
（中略）

名称：いちよし証券株式会社

資本金の額：14,577百万円（2025年6月30日現在）
（中略）

名称：松井証券株式会社

資本金の額：11,945百万円（2025年6月30日現在）

（中略）

名称：株式会社足利銀行

資本金の額：135,000百万円（2025年3月31日現在）

（中略）

名称：株式会社沖縄銀行

資本金の額：22,725百万円（2025年3月31日現在）

（中略）

名称：株式会社百五銀行

資本金の額：20,000百万円（2025年6月30日現在）

（中略）

名称：株式会社宮崎銀行

資本金の額：14,697百万円（2025年6月30日現在）

（中略）

名称：株式会社南都銀行

資本金の額：37,924百万円（2025年6月30日現在）

（中略）

名称：株式会社常陽銀行

資本金の額：85,113百万円（2025年3月31日現在）

（中略）

< 再信託受託会社の概要 >

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（2025年3月31日現在）

（以下略）

< 訂正後 >

（1）受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額：324,279百万円（2025年9月30日現在）

（中略）

（2）販売会社

名称：野村證券株式会社

資本金の額：10,000百万円（2026年2月28日現在）

（中略）

名称：株式会社SBI証券

資本金の額：54,323百万円（2025年12月31日現在）

（中略）

名称：楽天証券株式会社

資本金の額：19,495百万円（2025年12月31日現在）

（中略）

名称：PWM日本証券株式会社

資本金の額：3,000百万円（2025年12月31日現在）

（中略）

名称：みずほ証券株式会社

資本金の額：125,167百万円（2025年12月31日現在）

（中略）

名称：株式会社横浜銀行

資本金の額：215,628百万円（2025年9月30日現在）

（中略）

名称：UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社

資本金の額：5,165百万円（2025年12月31日現在）

（中略）

名称：株式会社みずほ銀行

資本金の額：1,404,065百万円（2025年9月30日現在）

（中略）

名称：いちよし証券株式会社

資本金の額：14,577百万円（2025年12月31日現在）
（中略）

名称：松井証券株式会社

資本金の額：11,945百万円（2025年12月31日現在）
（中略）

名称：株式会社足利銀行

資本金の額：135,000百万円（2025年9月30日現在）
（中略）

名称：株式会社沖縄銀行

資本金の額：22,725百万円（2025年9月30日現在）
（中略）

名称：株式会社百五銀行

資本金の額：20,000百万円（2025年12月31日現在）
（中略）

名称：株式会社宮崎銀行

資本金の額：14,697百万円（2025年12月31日現在）
（中略）

名称：株式会社南都銀行

資本金の額：37,924百万円（2025年12月31日現在）
（中略）

名称：株式会社常陽銀行

資本金の額：85,113百万円（2025年9月30日現在）
（中略）

< 再信託受託会社の概要 >

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（2025年9月30日現在）
（以下略）

独立監査人の中間監査報告書

2026年4月24日

キャピタル・インターナショナル株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているキャピタル世界株式ファンド（限定為替ヘッジ）の2025年8月21日から2026年2月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、キャピタル世界株式ファンド（限定為替ヘッジ）の2026年2月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年8月21日から2026年2月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2026年3月23日

キャピタル・インターナショナル株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 杉浦 栄亮
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているキャピタル・インターナショナル株式会社の2025年7月1日から2026年6月30日までの第42期事業年度の中間会計期間（2025年7月1日から2025年12月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、キャピタル・インターナショナル株式会社の2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年7月1日から2025年12月31日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。